

検査受検希望者の皆さまへ

千葉県では、「風しん抗体検査」を行い、抗体価の低い方を予防接種の実施に繋げ、先天性風しん症候群の発生予防を図っています。



—検査を受検するに当たって留意事項—



○検査を受けた結果、「陰性」、「判定保留」、「陽性（8.0未満）」であった場合、予防接種が推奨され、かかる費用は自己負担となります。

（居住地によっては、市町村からの補助がある場合もあります。）

なお、妊娠をしている方は予防接種を受けられません。

また、接種後2か月間は避妊が必要です。

○検査を実施した医療機関でワクチン接種を行っていない場合もあり、その際には、接種が可能な医療機関を自ら調べる必要があります。

なお、予防接種を受けることができる医療機関は、『医療情報ネット（ナビイ）』から探すことができます。

URL : <https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

○ワクチンの流通状況によっては、速やかな接種ができない可能性もあり、その場合には、医療機関と相談の上、接種日等の調整を必要があります。

○受診医療機関から千葉県への報告内容によっては、千葉県から電話などにより、その後の対応状況について連絡がある可能性があります。

—対象者—

1 千葉県内市町村に居住地を有している（千葉市・船橋市・柏市を除く*¹）

2 次の（1）、（2）いずれかを満たしている

（1）妊娠を希望する女性

（2）妊婦（妊婦健診等で風しん抗体価が低いと確認された者（HI法で32倍未満、EIA（IgG）法で8.0未満）の同居者又は（1）の同居者

※ 過去に風しん抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体（EIA法（IgG）8.0以上、HI法32倍以上）があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる方、若しくは検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある方は除きます。

*1：千葉市、船橋市、柏市でも抗体検査事業を実施していますので、各市にお問い合わせください